

くみあいニュース No. 201

2024. 1. 31 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行
<https://laborunion.xsrv.jp/kitunion>

労使協議

専門業務型裁量労働に関する協定改定、 有期雇用職員および入試業務の給与改定、 ハラスメント防止に関する就業規則の一部改正について

2024年1月30日、松ヶ崎キャンパスおよび嵯峨キャンパスの過半数代表とともに労使協議に出席しました。協議事項は過半数代表の梅原先生、高野先生から既に報告いただいておりますが、概要は下記の通りです。組合にご意見をお寄せくださる場合は2月13日(火)までにお願いします。

1) 専門業務型裁量労働に関する協定書 (資料1)

厚生労働省からの通達により、令和6年4月1日以降、労働者に専門業務型裁量労働制を適用させるためには、追加で

- * 制度の適用に当たって労働者本人の同意
- * 同意しない場合の不利益な取り扱いの禁止
- * 同意の撤回の続き

を労働協定に定める必要が生じました。そのため、協定書を変更し、**3月末までに専門業務型裁量労働に従事する労働者ひとりひとりからの同意書が必要となりました。同意書については、moodleを通じて収集する予定とのことで、今後、説明会が開催される予定です。**

なお、協定の有効期間は令和6年4月1日からの3年間で、3年に1回、協定の見直しと同意書の提出が必要となります。

2) 有期雇用職員の給与改定について (資料2)

- * 年棒制特任教員の給与について号給間の金額差の均一化と年棒号給表の見直しにより、給与を上げやすくする
- * 前回の給与改定で単価アップが見送られた RA、TA および期間雇用非常勤職員の時給引き上げ

3) 入試業務に伴う給与改定について (資料3)

- * 入試手当の支給額を概ね2倍にアップし、出題責任者への手当を新設
- * 特任教員に対して入試手当の新設

4) ハラスメント防止に関する各種就業規則等の一部改正について (資料4)

文部科学省からの「セクシャルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取り組みの推進について」の通知により、「セクシャルハラスメント」と「性暴力」を区別して定義し、懲戒処分基準を明確にするため、規則を改正することになりました。

お困りごとはお近くの執行委員または職員組合までご連絡ください。

職員組合の連絡先:kitu_shikko@googlegroups.com